

日本スポーツマスターズ2015 参加申込 事務手続要領

2015年4月30日現在

事務手続の流れ	説明
<p>① 日本体育協会より中央競技団体に申込書(様式)一式を送付する。 [平成27年5月中旬～]</p> <p>② 中央競技団体は申込書(様式)一式を都道府県競技団体に送付する。</p> <p>③ 都道府県競技団体は、参加者(及び参加料)をとりまとめ、参加申込書に記入の上、写を2部とり、3部全てに捺印する。そのうち、2部(原本・コピー)を中央競技団体、1部(コピー)を都道府県体育(スポーツ)協会に送付する。(控えを必ずとること。競技によっては1部を石川県競技団体に送付するものもある。)また、都道府県競技団体は、参加登録用紙、参加申込者競技歴調査用紙も併せて作成の上、中央競技団体にそれぞれ1部ずつ送付する。</p> <p>[提出期限:平成27年7月15日(水)必着]</p> <p>④ 中央競技団体は、参加申込書1部、参加登録用紙、参加申込者競技歴調査用紙をとりまとめ、日本体育協会に送付する。また、参加料をとりまとめの上、日本体育協会指定口座に振り込み、振込通知書を送付する。</p> <p>[提出期限:平成27年7月22日(水)必着]</p> <p>※ バレーボールの手続は上記と異なる箇所があるので、詳しくは公益財団法人日本バレーボール協会の案内文に従うこと。また、軟式野球の参加申込期日は他の競技と異なるので注意すること。</p> <p>※参加料については、都道府県競技団体や参加者から日本体育協会に直接振り込むようなことがないよう周知徹底すること。</p>	

※個人情報の取り扱いについて

参加申込手続により知り得た個人情報については、参加資格・年齢基準の確認及び大会に係る諸連絡の目的以外には使用せず、厳重に管理すること。また、第三者へ提供することも禁止する。
日本スポーツマスターズ参加登録用紙「スポンサーへの個人情報提供」については必ず本人の意思を確認して記入すること。目的外使用や本人の了解なしに第三者へ個人情報を提供した場合、法律により罰せられることがある。

※参加者変更届について

参加申込後に選手、監督等の変更等を行う場合、必ず実施中央競技団体の承認を得た上で、所定の用紙に記入の上、上記と同様の要領で届出を行うこと。
但し、変更方法の異なる競技、参加申込後に選手の変更等を認めていない競技もあるので、実施要項にて確認すること。
なお、変更等の届出期日によっては、各競技別プログラムに掲載する氏名が変更できない場合がある。

<申込書一式>

- 参加申込書
13競技別の競技参加のための申込書。日本体育協会ホームページからエクセル形式でのダウンロードも可能。
- 参加登録用紙
本大会に参加するための登録用紙で、開会式(前夜祭)参加申込書を兼ねる。
また、日本体育協会は本用紙を用いて参加者数の算出を行う。
- 参加申込者競技歴調査用紙
本大会に参加する選手及び監督等の国際大会レベルの出場実績記入用紙。
- 参加者変更届
参加申込後に変更等を行う用紙。
- 宿泊・弁当申込書(→東武トップツアーズ(株)各支店に提出)